

監 査 報 告 書

学校法人 貞静学園

評 議 員 会 御中

2019年5月27日

学校法人 貞静学園

監 事 堀之北重久 

監 事 久米信行 

私たちは、学校法人貞静学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、同学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以 上